

児童発達支援事業所における自己評価結果(公表)

討議年月日: 令和 5年 3月 27日

公表: 令和 5年 3月 29日

事業所名 ブロッサムジュニア喜中央教室

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた 改善内容又は改善目標
環境・ 体制 整備	1 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		集団指導室での集団療育や自由遊び、遊戯室での運動等を行う際、安全な動きが取れるよう、それぞれの部屋を設置しスペースを確保している。個別療育を行う際は3ヶ所ある個別教室を十分に活用し、児童たちの成長に合わせた療育支援がスムーズに行えるようにしている。	整理整頓と丁寧な清掃を心掛け、常に利用者が安全に楽しく過ごせる状態を継続させていく。
	2 職員の配置数は適切である	○		作業療法士、保育士、理学療法士、心理士等の専門性を持った職員を配置し、児童や親御さんのご要望に沿った支援体制・職員配置を行っている。個別支援を行うため、原則マンツーマン対応としている。	前月の20日までに翌月の利用者のスケジュールを確定させ、同時に月単位で、それぞれの児童たち療育プログラムに合わせた職員配置をおこない、職員朝会等で、当日の支援に当たる職員数が確保できているか確認していく。
	3 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○		各教室や手洗い場、トイレ等の各部屋の設置場所、導線を工夫し、登所から降所までスムーズな教室利用ができるように、見取り図、各室表示、ロッカー類表示、季節感を感じられるもの、避難経路等安全確保に関わるもの、その日の流れ等の可視化や見えるをおこなっている。また、廊下と部屋の床面をフラットにする、ロッカーや下駄箱の角面にコーナーガードの設置、階段の手すり設置を行っている。各部屋の利用状況用確認のためのカメラの設置、天井から空間を取った各室の壁の様式等、有事の際の情報伝達が手早く確実に取れるようにしている。	児童たちの安全面を十分に配慮し、明るく衛生的で楽しみのある空間作りに配慮し、また、その位置を示す掲示物については見やすさや興味をもって注視できるように配慮し掲示する。
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○		各室の利用について児童たちそれぞれの療育プログラム内容に基づいた使用内容を明確にして、可視化により理解を促しているため、児童たちは取り組む事項の一定の理解をし、安心して活動に取り組んでいる。施設の清掃、整理整頓、消毒等は確実にを行い、エアコンや空気清浄機による空調管理、適切な照明配置等、安全で使いやすい空間としている。	安全と衛生面を重点におき、可視化した室内表示等は分かりやすく、過ごしやすい空間作りを継続させる。
業務 改善	5 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	○		業務全般にPDCAサイクルの観点を取り入れ、特に療育支援に関わるPDCAサイクルについては職員全体が定期的に外部研修を受けながら、日々の業務推進に役立てている。	業務を進める当たって、常に目標設定、進捗管理、評価、振り返りを重ね、PDCAのサイクルによる業務管理を職員皆が身に付け業務を進めていく。
	6 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		保護者様向け評価表によるご意向で、改善すべき点があれば、問題点を真摯に捉え、問題点を洗い出し、職員間での共有化とそれに対する改善策を講じている。また、日々の送迎時、面談時でも保護者様のご意向を的確に把握し業務改善に繋げている。	保護者様からの率直なご意向を様々な場面で承れるように、サービス提供記録出のやり取りや機会あるごとの保護者様との接点におけるの当方へのご意向を常に把握し業務改善につなげていく。
	7 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		令和4年4月より開設のため、本年度より実施。1年1回、会報やホームページ等を活用し公表していく。	事業所としての自己評価を行い、改善対応が必要な事項については、具体的な改善策を講じ、会報やホームページを通じて公表し、よりよい事業所運営に務めていく。
	8 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている		○	事業運営の推進と一層の改善が進むよう、療育に関わりがあり、専門性の高い知見者、医療や公的機関に所属されている方を選定させていただき、評価実施をする予定。	R5年度より実施する方向で進めていく。
	9 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		療育支援のスキル向上と安定した業務運営の向上を目的に、療育スキルや発達支援に関わる知識を得るための外部研修や本部SV研修、内部事例研修、また、業務運営に携わり上で重要となる事項について本部SV研修、外部研修を随時行っている。直近では虐待、身体拘束、ハラスメント防止等に関わる本部SV研修を受講中である。	先事項に加え、キャリアパスに応じた研修等に参加出来るようにしている。また、研修で知識や情報については職員間での共有化と業務実践出来る体制作りを推進している。
	10 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○		障害児相談支援事業所等作成のサービス利用計画内容と当事業所でのアセスメント内容で支援の必要となる事項を整理し見立て、保護者様のご要望を踏まえた上で課題整理を行い、個別の支援計画を作成している。	原則、職員全体で、ご利用者の情報と個別支援計画の原案を元に協議し、当該児童の療育支援に繋がる、より望ましい個別支援計画となるよう協議し計画としていく。
	11 子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○		標準化されたアセスメントシートを使い、児童の発達過程や発達に関する課題の有無、種別や程度、の理解に努めている。	R5年度より、標準化された新たな支援ツールへと使用する書式を変更する予定。

適切な支援の提供	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○	児童の求めるニーズと発達支援の観点から見たニーズや保護者のニーズに応じた事項を基本として、ガイドラインに即した、支援内容を設定している。	今後も、児童一人ひとりの発達段階や特性に応じた具体的な支援内容の計画と支援に務めていく。
	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○	上記12の項目の通り、ガイドラインに即して、個別支援計画の原案を作成し、担当者会議を経て個別支援計画の本案とし、計画内容を保護者様にご了解いただいた上で、計画内容を踏まえた療育支援を実行している。	今後も個別支援計画作成までの流れを遅滞なくすめ、療育支援活動が円滑に進むようにしていく。
	14	活動プログラムの立案をチームで行っている	○	個別支援計画に基づき、個々の状況に応じた療育内容のリストアップを行い、支援活動内容を決めている。また、支援活動の進捗状況等を具体的に残し、次の支援に繋がるようにしている。	これまでの立案方法は支援内容の継続性の観点ではチーム立案に繋がるが、今後はチームとして計画的に活動プログラムの立案を行えるようにしていく。
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○	児童の多様性が多彩な成長へと繋がるように、個別療育と集団療育の個々必要性のバランスを考えながら、様々なパターンを想定して活動プログラムを作っている。特に季節に関わる活動や行事等を適宜取り入れ工夫している。	活動レパートリーを増やすため、計画的にチームで案を出し合い実行していく。
	16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ合わせて児童発達支援計画を作成している	○	児童の特質や特性、発達課題、興味関心、生活環境や状況、利用日の頻度、保護者様からのご要望等を確認し将来を見立てて、個別療育と集団療育の個々必要性のバランスを考えながら、支援計画を作成している。	今後も個別支援計画作成までの流れを遅滞なくすめ、療育支援活動が円滑に進むようにしていく。
	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○	事前に担当者が週単位で支援日案を作成し、当日の支援内容、支援時間、待機時間、新たな共有事項等の確認を朝礼時に欠かさずに行っている。	今後も、継続し当日の業務全般がスムーズに運べるように朝礼を運営していく。
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○	療育支援システムのケア記録、サービス提供記録の記載事項を元に、支援終了後、支援の状況や必要な確認事項や次回支援に必要な情報を共有化し、支援全般に関わることはHUGの業務日報に取りまとめ、翌日の確認事項としている。	一定の時間確保が困難なことがあるが、継続性のある支援の観点を重点にケア記録の内容を具体的な表現で記入し、今後の必要な支援内容に繋がる工夫をしている。
	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○	療育支援システムのケア記録に支援のテーマ、教材、取り組んだ内容とその進捗等を具体的に記入し、次の支援対応や内容に繋がるようにしている。	今後も、具体的に明確な記録を残し、継続的な支援に繋がるようにしていく。
	20	定期的なモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○	最低6ヶ月以内での個別支援計画の見直しを基本に、当該児童の短期、長期目標の達成状況や発達段階を見ながら、モニタリングを行い、必要な個別支援計画の見直しを行っている。	日々の支援進捗状況を見ながら、適宜制のあるモニタリングを継続させる。
	関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○	管理者兼児童発達管理責任者が参画している。
22		母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○	児童に関する支援を基本にご家庭の状況に応じた情報の共有を行い、支援活動に反映させている。	※重心・医療ケア児の受け入れ不可施設のため未評価
23		(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	○	※重心・医療ケア児の受け入れ不可施設のため未評価	※重心・医療ケア児の受け入れ不可施設のため未評価
24		(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等の主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている)	○	※重心・医療ケア児の受け入れ不可施設のため未評価	※重心・医療ケア児の受け入れ不可施設のため未評価
25		移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚部）等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○	より適切な療育支援を行うために幼稚園等の生活状況や発達の遅れに関わる配慮事項を中心に、情報共有と相互理解を行う場面を設定している。	これまでよりも情報共有の機会を増やし相互理解を深め、療育支援の充実を進める。
26		移行支援として、小学校や特別支援学校（小学部）との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○	新たに入学する学校の担任先生、学童の担当者等には親御さんのご了解を経て、これまでの支援内容等の共有化と相互理解を進めている。	これまでよりも情報共有の機会を増やし相互理解を深め、療育支援の充実を進める。
27		他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○	保健センター等を中心に当事業所の療育内容等をお伝えし、その際には療育活動に関する情報をいただいている。	今後は連携出来る機会を増やせるように、該当する研修等には積極的に参加したい。
28		保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	○	今年度は未実施。	様々な場面を想定し、交流が深められるように計画立て実施を検討していく。
29		(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	○	今年度は未実施。	様々な場面を想定し、交流が深められるように計画立て実施を検討していく。
30		日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○	送迎時や保護者専用Webページを通して、日頃からその様子について話せる機会を作り、保護者様のお考えやご家庭での児童の状況などを踏まえ、発達に関する状況や新たな課題などについて共通理解することが出来ている。	共通理解に加え、保護者の向けて適宜制のあるフィードバックを進めていきたい。

保護者への説明責任等	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）の支援を行っている	○	保護者のご要望や必要に応じて、事業所内相談支援を通して、家族家庭としての児童への対応方法等に関する支援を行っている。	R5年度5月より、日曜日の開所に合わせてペアレント・トレーニングの支援を実施する。
	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○	契約時に書面にて、丁寧に説明し、疑問点や不明点についてもご質問いただけるような体制で進めている。	今後もこれまでの説明体制を継続していく。
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○	支援計画の項目として、総合的な支援方針、目標とその達成期間、これからの生活を豊かに過ごせるようになるための課題、支援の具体的な内容、また、支援を提供する上での留意点等を記載してある旨説明し、指導員や保育士、また、専門性のある職員からの支援体制で進めることをお伝えして、同意を得ている。	今後もこれまでの説明体制を継続していく。
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○	児童の支援状況やご家族の状況を十分に踏まえ、定期的なお電話、送迎時での投げかけや聞き取り、また、一定時間が必要な場合は事業所内相談支援を行っている。	今後もこれまでの体制継続させ、気遣いなく相談できる体制をすすめていく。
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○	新型コロナウイルス感染予防のために、自粛してきたが、終息時期に合わせて実施した外部施設利用プログラムにて、保護者が交流のできる場を設定することができた。	R5年度より保護者会等実施の方向で計画していく。
	36	子どもや保護者からの相談や申し入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申し入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○	相談や申し入れの際には、常に傾聴する体制を持ち、改善修正すべき点は速やかに対応し必要な周知を行っている。	常に利用者側の目線を持ち、迅速な対応を継続させる。
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○	療育支援システムの活動記録機能を使って、重要な事項の案内や行事ごとの案内を行っている。また、ブログでは児童たちの取り組みを季節や行事ごとで取り扱った。	今後はこれまでの発信媒体に加え、定期的な会報発行やSNSの活用、また、ブログ掲載の頻度を上げ、発信力を高めていく。
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	○	個人情報については児童保護者と個人情報使用同意書を取り交わし、取り扱う個人情報について限定し、個人情報保護法の基、事業全体が守秘義務を厳守して対応している。なお、個人情報に関わる書面等は鍵付きの書庫で保管している。	今後も現体制を継続していく。
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○	児童の視覚優位、聴覚優位、また、過敏等それぞれの発達特性に合わせて、身体接触や可視化、声の音量、目線の誘導等児童の特性に合った配慮を行っている。	職員は常に児童の特性理解に務め、研鑽を重ね、伝わりやすい意思疎通の仕方やコミュニケーション方法を身に着け実践していく。
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	○	新型コロナウイルス感染予防等を踏まえ、本年度は未実施。	R5年度より実施する方向で進めていく。
非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○	防災、防犯、感染症対応マニュアルについては策定し、職員への周知徹底をしている。	今後は、有事の際に、教室の実態に即した対応ができように見直し改定等を行い運用していく。その内容は職員に十分な周知を行い、職員が有事の際に活用できることを徹底するために、定期的訓練を実施する。加えて改定等行った内容は児童保護者に周知する。
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○	コロナ禍の影響もあり年間で2回の実施となっている。	今後は児童との避難訓練を月1回実施していく。また、職員だけの避難訓練については年間2回、年度初めと9月に実施し、有事の際に備える。
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	○	利用児童へのアセスメント、契約時のメディカルチェック等で本人状況を確認し、重篤な状況へと繋がるケースが考えられる場合は、発達検査や診断書等の写しをいただき、職員全体で共有化しううえで、対応出来るようにしている。	児童の成長と共に状態が変化していく事項があるので、保護者の方々には新たな状態となった場合は必ずお知らせいただくように投げかけている。
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○	利用児童へのアセスメント、契約時のメディカルチェック等で本人状況を確認し、重篤な状況へと繋がるケースが考えられる場合は、発達検査や診断書等の写しをいただき、職員全体で共有化しううえで、対応出来るようにしている。	児童の成長と共に状態が変化していく事項があるので、保護者の方々には新たな状態となった場合は必ずお知らせいただくように投げかけている。
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○	利用者様が安心・安全を得て、療育を受けられるための重要な観点と捉え、職員が気づいたり体感した内容は書式に残し、定期的な確認と共有化を行っている。	引き続き、事案が発生した場合は速やかに記録に残し未然防止と共有化に務める。
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○	どのような状況下においても、児童への虐待はあり得てはならないものとして捉え、本部SVによる研修を行い、防止に務めている。	今後も継続して研修を重ね、風通しの良い職場作りに務め、虐待防止に繋げていく。
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し理解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	○	身体拘束を事故防止・対策として安易に正当化することなく、措置として必要な場合は組織的に決定し保護者様に十分な説明をした上でご同意いただき、個別支援計画必ず記入することとしている。また、本部SVによる研修を行い、安易な身体拘束の防止に務めている。	現在、身体拘束が必要な該当児童は利用しておらず。今後療育支援における安全対策等として、身体拘束が必要となる場合は、左記の手順にて個別支援計画に記載し対応していく。